

第2 防災センター等の指導指針

1 適用対象物

本指針は、「総合消防防災システムガイドラインについて」（平成9年9月16日 消防予第148号）に基づき、総合消防防災システムの構築を推進すべき防火対象物（消防用設備等に係る操作盤を設ける防火対象物の要件（平成9年消防庁告示1号）に該当する防火対象物のうち、高さが60mを超えるもの、延べ面積が80,000㎡以上のもの又は延べ面積が1,000㎡以上の地下街）及び第4.「屋内消火栓設備」11に規定する操作盤又は総合操作盤を設ける防火対象物の要件に該当する防火対象物（防災センターを設置するものに限る。）を対象として指導すること。

なお、自主的に設置される防災センター等についても、建築形態、用途及び規模等を考慮して、努めて本指針による指導をすることが望ましいものであること。

2 防災センターの位置、構造

(1) 防災センターの位置は、次によること。

ア 避難階（直接地上に通ずる出入口のある階をいう。以下同じ。）、その直上階又は直下階で、外部から出入りが容易な位置にあること。

なお、火災の影響を受けるおそれのある部分を経由する場合にあっては、当該部分とは防火区画するよう指導すること。

イ 非常用エレベーターの乗降ロビー又は特別避難階段の付近である等、当該防火対象物の縦動線に容易に近づける位置にあること。

(2) 防災センターの構造は、次によること。

ア 設置された防災システムの監視、操作等及び維持管理が容易にでき、かつ、消防活動の拠点としての使用を考慮した有効な広さ（概ね40～50㎡以上）を有すること。

イ 火災により発生する熱、煙等から防災要員の安全を確保するため、次の措置が講じられていること。

(ア) 防災センターの壁、柱及び床を耐火構造（主要構造部が耐火構造以外の防火対象物にあっては、不燃材料とする。）とし、かつ、室内に面する壁、柱及び天井の仕上げを不燃材料とすること。

(イ) 防災センターの窓及び出入口には、特定防火設備（出入口にあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられていること。

(ウ) 防災センターの換気、冷暖房設備は、専用とする等防火的に区分すること。

(エ) 換気、冷暖房設備の風道が設けられている場合には、当該風道の部分の吸気口及び排気口等に火煙の流入を防止するため、有効に閉鎖することができる特定防火設備（主要構造部が耐火構造以外の防火対象物で、壁、柱及び床を不燃材料としたものにあつては、防火設備）が設けられていること。

(オ) 常用の照明が消えた場合に有効な照度を確保できること。

ウ 火災時の消火水等を含め、漏水、浸水に対して適切な防水措置が講じられていること。

エ 防災センターの関係者以外の者が、容易に侵入できないように施錠管理等の措置が講じられていること。

オ 防災要員のための仮眠、休憩所等を設ける場合は、当該防災センターに近接した場所で、防災センターとの間に防火・防煙区画を設け、有効に情報連絡がとれる措置が講じられていること。

カ 入口の見やすい箇所に、防災センターである旨が表示されていること。

キ 消防隊が容易に防災センターに到達できる措置（案内表示、施錠管理等）が講じられていること。